



TIPLO News

2024年3月号(J295)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 知的財産局が2023年「専利」トップ100を公表
- 02 知的財産局、2023年専利・商標出願受理概況を公表
- 03 テレビチャンネルの著作権を侵害、台湾安博の創業者に懲役4年の判決
- 04 中石化の前総理等が営業秘密法に抵触、一審では刑罰の判決
- 05 2023年税関は8万7千点以上の模倣品を摘発、侵害額は6億9千万新台幣ドル以上

台湾知的財産権関連の判決例

- 01 特許実案意匠
特許出願に係る発明の進歩性の有無は、発明が新規性を有することが前提であり、新規性がなければ自ずと進歩性はない。
- 02 商標権
台湾の法令により輸入禁止されている肉製品を中国の通販サイトで販売することは、商標法第5条で定める台湾国内市場における販売を目的とするものに該当しない。

今月のトピックス

J240206Y1

01 知的財産局が2023年「専利」トップ100を公表

知的財産局は2023年専利出願及び公告・証書交付の統計ランキングを公表した。専利（特許、実用新案、意匠を含む）の出願をみると、内国出願人としては台湾積体回路製造（TSMC）（1956件）が八連覇を達成し、また外国出願人としては韓国のSamsung Electronics（978件）が初めて首位を獲得し、TSMC、Samsungともに過去最高を記録した。専利の証書交付については、内国出願人としてTSMC（1040件）が、外国出願人としてはApplied Materials（591件）がそれぞれ首位を獲得している。

内国出願人の専利出願件数、特許出願件数ともにTSMCが八連覇

TSMCは2016年から8年連続で専利出願件数トップの座を守り続け、2023年の出願件数は1956件（すべて特許出願）に達し、前年比で28%成長した。2位の聯発科技（MediaTek）は544件、5位の南亞科技（Nanya Technology）は373件で、いずれも過去最高を記録している。また6位の英業達（Inventec）は330件（前年比14%増）でここ10年近くの最高水準を、10位の台達電子（Delta Electronics）は270件（同32%増）でここ15年近くの最高水準を、それぞれ記録している。

2023年内国出願人の専利出願件数トップ100による出願件数は合計1万2922件（前年比で1%増）に達し、7年連続で成長した。専利の種類別内訳をみると、特許が9982件（同4%増）、実用新案が2273件（同6%減）、意匠が667件（同16%減）となっている。

金融機関としては合作金庫の出願件数が専利、特許ともに首位

内国出願人の専利出願件数トップ100に金融機関6行が入っており、合作金庫商業銀行（TCB）は223件で最も多く、2年連続で金融機関の首位を占め、その専利出願件数は過去も含め金融機関としての最多記録となった。兆豊国際商業銀行（Mega Bank）が195件、中国信託商業銀行（CTBC）が144件でそれに続いている。特許の出願件数についても、合作金庫が35件で首位に躍り出ている。

教育機関としては城市科大が専利出願首位、成功大学が特許出願で最多

内国出願人による専利出願トップ100入りした教育機関24校のうち、台北城市科技大学（Taipei City University of Science and Technology）（140件）が4年連続で教育機関の首位を占め、その出願は主に実用新案であった。特許出願件数が最も多かったのは国立成功大学（National Cheng Kung University）（114件）で、国立清華大学（National Tsing Hua University）（98件）、国立陽明交通大学（National Yang Ming Chiao Tung University）（91件）、がそれに続いている。教育機関として4位の国立勤益科技大学（National Chin-Yi University of Technology）（88件）は科学技術大学としては最も多かった。

研究機関としては工研院が専利出願件数で 23 連覇

研究機関 3 機関が内国出願人による専利出願トップ 100 に入っており、8 位の財団法人工業技術研究院 (Industrial Technology Research Institute、以下「工研院」) (315 件) は 2001 年から 23 年にわたって研究機関の首位を守っている。次いで財団法人金属工業研究発展中心 (Metal Industries Research & Development Centre) (101 件) が 34 位、財団法人紡織産業総合研究所 (Taiwan Textile Research Institute) (42 件) が 90 位にランキングされた。

外国出願人の専利出願件数は Samsung が初の首位

韓国の Samsung Electronics (978 件) が初めて首位を占め、前年比で 45% 成長した。次いで 2 位が Applied Materials (779 件)、3 位が Qualcomm (639 件) となっている。外国出願人による専利出願トップ 10 のうち、1 位の Samsung Electronics、4 位日本の東京エレクトロン (555 件)、6 位韓国の Coupang (454 件)、7 位オランダの ASML (309 件)、10 位米国の Lam Research (264 件) がいずれも過去最高を記録した。

2023 年外国出願人による専利出願件数トップ 100 による出願件数は合計 1 万 4910 件 (前年比で 2% 増) に達した。専利の種類別内訳をみると、特許が 1 万 3350 件、実用新案が 185 件でいずれも前年比で 2% 成長し、意匠も 1375 件で 5% 成長した。(2024 年 2 月)

J240206Y1

J240206Y2

02 知的財産局、2023 年専利・商標出願受理概況を公表

知的財産局はニュースリリースにて 2023 年専利・商標出願受理概況を発表した。それによると、同局が受理した専利 (特許、実用新案、意匠を含む) の出願件数は 7 万 2607 件に上り、前年比で 1% 減少した。その中で、特許 (5 万 854 件) は前年比で 1% 増加し、過去 11 年の最高水準となった。また実用新案 (1 万 4466 件) は 1% 減少し、意匠 (7287 件) は 2022 年のマイナス成長から転じて 2023 年は 2% 増となった。商標の登録出願件数は 9 万 1535 件で、前年比で 3% 減少した。審査実績については、特許の (実体審査請求から) 一次審査通知までの平均期間 (FA 期間) が 8.9 カ月、商標は 6.2 カ月となっている。

内国出願人による特許・意匠出願件数は成長、実用新案の減少幅は縮小

内国出願人による特許出願件数は 1 万 9634 件で、前年比 1% 増となり、とくに企業による出願件数が 4% 増加している。実用新案出願件数は 1 万 3309 件で、3% 減となり、減少幅は 2022 年より小さくなっている。意匠出願件数は 3437 件で、6 年連続の減少から、1% の増加に転じた。これは学校及び自然人による出願件数が増加したことによる。

外国出願人の特許出願件数が過去最高を記録、実用新案と意匠も成長

外国出願人の特許出願件数は 3 万 1220 件に達して過去最高を記録し、前年比で 1% 増加した。外国出願人による実用新案と意匠の出願件数はそれぞれ 1157 件 (前年比 17% 増)、3850 件 (同%3 増) となった。

外国出願人による特許出願件数を国（地域）別にみると、トップ5のうち、日本（1万3504件、前年比3%増）が安定して首位を守り、米国（7647件）、中国大陸（5002件）、韓国（3299件）、ドイツ（1198件）がそれに続いた。そのうち韓国と中国大陸はいずれも過去最高水準となった。トップ5の成長率については、韓国が19%増で最も高く、中国も13%成長し、米国とドイツはそれぞれ10%減、4%減となった。特許の種類別にみると、特許と意匠は日本が最多で、実用新案は中国大陸がトップだった。

商標登録出願件数は減少、コロナ禍前の水準に

商標登録出願は件数ベースで9万1535件、前年比3%減（区分ベースでは計11万4680件、前年比6%減）となり、コロナ禍前の2019年の水準に戻った。これは内国人が3%減の7万1960件、外国人も4%減の1万9575件にとどまったことによる。

国（地域）別の商標登録出願件数トップ5の中で、中国大陸が4822件（前年比12%増）で首位を占め、2位米国（3007件）、3位日本（2899件）がそれに続き、それぞれ前年比で16%減、18%減となった。

内国出願人による商標登録出願件数では統一企業が四連覇、外国出願人はTencentが最多

内国出願人（法人）による商標登録出願件数は統一企業（Uni-President）が583件に達し、2020年から4年連続でトップとなり、台新銀行（Taishin Bank）（454件）、榮泰健康（Che Tai）（163件）がそれに続いている。外国出願人（法人）による商標登録出願についてはケイマン諸島のTencent Holdingsが118件で首位を獲得し、アラブ首長国連邦のInternational Foodstuffs（93件）、フランスのL'Oréal（90件）がそれに続いている。

内国出願人による商標登録出願を区分別にみると、第35類（広告、企業経営及び小売・卸売等）が1万4477件で最も多く、第43類（レストラン、宿泊等）が7187件、第30類（コーヒー、茶及びケーキ等）が6390件でそれに続いている。その上位10区分のうち、第43類（レストラン、宿泊等）と第25類（被覆、履物等）2896件が横ばいであったのを除き、いずれも2.4～12.6%の減少となった。

外国出願人については、第9類（コンピュータ及びIT製品等）が3910件で最も多かった。その上位10区分のうち、第30類（コーヒー、茶及びケーキ等）が1116件で6.7%成長したのを除き、いずれも2.1～23.5%の減少となっている。

特許審査期間は安定した水準を維持し、企業の業界戦略をサポート

特許の一次審査通知までの平均期間（FA期間）は8.9ヵ月で、最終処分までの平均期間（FT期間）も安定してリーズナブルな水準を維持しており、審査の品質と時間効率性のバランスをとることで、企業が早期に権利を取得して、タイムリーに業界における戦略を展開するのに役立っている。商標の審査については、出願件数が8年連続して成長している一方で、審査人員の数が限られているという状況において、FA期間は6.2ヵ月となり、前年より1.0ヵ月長くなっているが、結審件数は9万43件と高い水準を維持しており、これは同年の出願件数の98.37%に相当する。（2024年2月）

J240227Y3

03 テレビチャンネルの著作権を侵害、台湾安博の創業者に懲役4年の判決

台湾安博企業有限公司(Unblocktech Taiwan Co., Ltd.、以下「台湾安博」)の責任者、黄博詮は中国の映像違法複製業者と共謀し、事情を知らない友人を利用して、愛爾達頻道 (Elta.TV)、緯來 (Videoland)、八大 (GTV) 等オーバーザ・トップ・メディアサービス (OTT) 業者の会員 ID を取得させ、さらに上記チャンネルの著作物の信号を窃取、複製して、海外のインターネットサーバにアップロードするとともに、セットトップボックス (STB) を消費者に販売して無料視聴を提供したため、検察は映像著作物の違法複製、公開送信による著作権法違反で黄博詮を起訴した。

警察と検察の調査によると、この映像違法複製業者は「Mr.許」を名乗る中国犯罪グループ等のメンバーから構成されており、黄博詮は2017年に「Mr.許」と共に台湾安博等企業の名義で、ハードウェアであるSTBを国家通訊傳播委員会、經濟部標準局が委託する検査機関に送って検査に合格した後、合格ラベル、商品検査マーク等を「Mr.許」に提供し、「Mr.許」が合格ラベルをSTB「安博盒子」に表示し、黄博詮とライセンス契約を結んで輸入手続きをした代理店に「安博盒子」を出荷し、代理店がさらに販売店又は小売店に転売して利益を上げ、黄博詮はライセンス料を受け取ることで利益を得た。また友人名義で台湾OTT業者の会員IDを取得し、「Mr.許」がそのIDで会員向けの信号を窃取し、「安博盒子」にその映像コンテンツを送信し、著作財産権を侵害した。

新北地方裁判所は2024年2月27日に以下のような判決を下した:「共同で販売を目的として無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害する」という著作権法違反により黄博詮を4年の懲役に処し、差し押さえられていない犯罪による利得200万新台湾ドル等を没収する。台湾安博会社に罰金100万台湾ドルを科す。さらに付帯民事賠償部分については、黄博詮と台湾安博会社に連帯で、テレビ会社18社(53チャンネル)に対して、1チャンネル当たり250万新台湾ドル、合計1億3250万新台湾ドルの損害賠償を支払うよう命じる。全件はさらに上訴できる。(2024年2月)

J240204Y4

04 中石化の前総理等が営業秘密法に抵触、一審では刑罰の判決

中国石油化学工業開発股份有限公司 (China Petrochemical Development Corporation、以下「中石化」) の前総経理である蔡錫津及び前管理職者等が営業機密を窃取し、中石化の営業秘密、秘密保持資料及び関連のリソースを違法に複製し、営業秘密法、刑法(背任罪)に違反した。苗栗地方裁判所は2024年2月2日、被告人7人全員に刑事罰の判決を下した。全件はさらに上訴できる。

蔡錫津は中石化の前総経理であり、2012年7月に前総経理室プロジェクトマネージャーの陳錦佩と一緒に離職している。蔡錫津は2013年1月から東聯化学股份有限公司(Oriental Union Chemical Corporation、以下「東聯化学」)の総経理に就任し、その後株式取得により大祥化成股份有限公司(Dah Shyang Chemical Corporation、2014年7月合聯化学股份有限公司(Core Union Chemical Corporation)に社名変更)を買収し、陳錦佩が財務担当副総経理に就

任した。当時、中石化の苗栗頭份工場の工場長であった劉耀隆は離職した 2 人と電子メールを通じて緊密に連絡を取り合っていた。調査局は、蔡錫津が中国と台湾に工場建設計画があるため、陳錦佩及び劉耀隆等と共謀し、劉耀隆等の職務を利用して中石化の営業秘密と画像資料等を集めたことを発見した。

事件全体が明るみに出たのは、当時劉耀隆が離職した時に、関連の公務やコンピュータの引継ぎが不明瞭であったことから、中石化の内部監査で疑われた後、中石化が自発的に関連資料を検察側に提出したためであり、検察官は 2016 年 12 月に公訴を提起した。さらに中石化は付帯民事訴訟を提起して損害賠償を請求している。苗栗地方裁判所は 2024 年 2 月 2 日、前総経理の蔡錫津には懲役 1 年 2 月、前プロジェクトマネージャー陳錦佩に懲役 9 月、前頭份工場工場長の劉耀隆には二つの罪についてそれぞれの懲役 1 年と懲役 1 年 2 月に処す判決を下した。付帯民事訴訟については、劉耀隆に中石化に対して 1377 万台湾ドル及びその金利を支払うよう命じる判決を下した。(2024 年 2 月)

J240221Y6

05 2023 年税関は 8 万 7 千点以上の模倣品を摘発、侵害額は 6 億 9 千万新台幣ドル以上

財政部関務署 (Customs Administration, MOF) はニュースリリースにおいて、知的財産権の保護を着実に実行することは政府の重要な施政目標であり、知的財産権を侵害する貨物が国境を越えて出入りすることを根絶するため、税関は積極的に水際の実施しており、2023 年の知的財産権侵害の摘発件数は計 326 件に上り、そのうち輸入が 323 件で、摘発全体の 99.08% を占め、模倣品は 8 万 7 千点、その市価は 6 億 9 千万新台幣ドルを上回り、目覚ましい成果を上げたと発表した。

関務署によると、税関が近年摘発した模倣品の多くが速達で輸入されたものだという。同署の統計によると、2023 年に海上/航空速達貨物の専用エリアで摘発した件数は 292 件に上り、年間摘発件数の 89.5% を占めた。摘発された模倣品のうち、3C 製品、化粧品、衣類及び医薬品の件数が多く、日常生活で使用される商品が多くを占めているといえる。これらの模倣品が国内市場に流入したならば、消費者の権益と健康に損害を与えるだけでなく、合法企業の売り上げにも影響を与え、台湾の国際社会におけるイメージも損なわれることになる。(2024 年 2 月)

台湾知的財産権関連の判決例

01 特許実案意匠

■ 判決分類：特許実案意匠

I 特許出願に係る発明の進歩性の有無は、発明が新規性を有することが前提であり、新規性がなければ自ずと進歩性はない。

■ ハイライト

原告は 2003 年 11 月 4 日に「遠心ファン (原文：離心式風扇)」を以て特許

を出願し、被告（知的財産局）が審査した結果、特許査定を下した（以下「係争特許」、添付図 1）。その後参加人（無効審判請求人）は係争特許が特許査定時の専利法第 22 条第 1 項第 1 号及び第 4 項の規定に違反しているとして、これに対する無効審判を請求した。

原告は訂正を提出し、知的財産局が審理した結果、「訂正を許可する」、「請求項 1 乃至 23 については請求が成立し、無効とすべきである」との処分を下した。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが棄却されたため、原告は行政訴訟を提起した。原審は原告の訴えを棄却したため、原告はこれを不服として上訴を提起した。裁判所は審理した結果、なお上訴を棄却した。

上訴人の主張：原判決は特許査定時の専利法、専利審査基準の規定に基づいて、解決しようとする課題、技術的手段及び効果に従って進歩性の判断を行っておらず、法規の不適切な適用、判決の理由不備等という違法がある。

上述の問題について、最高行政裁判所は判決において次のとおり指摘した：
一、特許出願に係る発明の進歩性の有無は、発明が新規性を有することが前提であり、新規性がなければ自ずと進歩性はない。調べたところ、原判決では証拠 2 は係争特許の請求項 1 の新規性欠如を証明でき、証拠 3 は係争特許の請求項 10～12 の新規性欠如を証明でき、証拠 1 は係争特許の請求項 21～23 の新規性欠如を証明できると認めており、すでにその理由が詳述されており、審理した結果、誤りはなかった。

二、以上により、原判決はこれに基づいてさらに、証拠 2 は係争特許の請求項 1 の進歩性欠如を当然ながら証明でき、証拠 3 は係争特許の請求項 10～12 の進歩性欠如を当然ながら証明でき、証拠 1 は係争特許の請求項 21～23 の進歩性欠如を当然ながら証明できると論断しており、以上の説明により法に合わないところはない。

三、上述したとおり、上訴趣旨において原判決は特許査定時の専利法第 22 条第 4 項、専利審査基準の規定に基づいて、解決しようとする課題、技術的手段及び効果に従って進歩性の判断を行っておらず、最終的に証拠 2、証拠 3、証拠 1 は上記請求項の新規性欠如を証明できると認定した後、直接に進歩性欠如を結論付けており、法規の不適切な適用、判決の理由不備等という違法がある云々と主張されているが、採用できない。

四、さらに係争特許の請求項 17、21 は独立項であり、いずれも「当該羽根車の『吸気入口と反対の側』にある羽根の平面が、当該同じ側にある接続部の平面から突出し、かつ当該側の羽根が当該回転軸の方向に延びて突出部を形成している」という技術的特徴を有し、特許出願の範囲では一方向からしか吸気できないことが限定されておらず、…再び証拠 1 の図 7A、7B（添付図 2）をみると、確かに羽根構造 72 の吸気入口側の反対側にある羽根 723 の平面が円環 722 の同じ側の平面から突出し、かつ当該羽根は当該回転軸の方向（ベース 721 の方向）に延びて突出部を形成していることを確かに開示されている。よって原判決が証拠 1 の上記技術的特徴が係争特許の請求項 17、21 の「当該羽

根車の『吸気入口と反対の側』にある羽根の平面が、当該同じ側にある接続部の平面から突出し、かつ当該側の羽根が当該回転軸の方向に延びて突出部を形成している」に相当すると認めたことに誤りはない。したがって上訴趣旨において、証拠1の上下両側はいずれも吸気入口であり、いわゆる「吸気入口と反対の側」ではなく、原判決の「吸気入口と反対の側」に対する認定は経験法則と論理法則に反している云々と主張されているが、採用できない。

五、以上をまとめると、原判決には上訴人が主張している法令違背の状況はなく、上訴趣旨では原判決の法令違背を指摘し、取消しを求めているが、理由がなく、棄却すべきである。

II 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】111年度上字第483号

【裁判期日】2023年5月10日

【裁判事由】特許無効審判

上訴人 台達電子工業股份有限公司 (Delta Electronics, Inc.)

被上訴人 經濟部知的財産局

参加人 賴信安

上記当事者間の特許無効審判事件について、上訴人は2022年4月27日知的財産及び商事裁判所110年度行専訴字第49号行政判決に対して上訴を提起し、本裁判所は次の通り判決する：

主文

上訴を棄却する。

上訴審訴訟費用は上訴人の負担とする。

一 事実要約

上訴人は2003年11月4日に「遠心ファン（原文：離心式風扇）」を以て特許（特許請求の範囲は計23項で、そのうち請求項1、10、17、21は独立項、その他は従属項）を出願し、被上訴人は審査した結果、2005年6月1日特許査定を下した（公告番号第0000000号、以下「係争特許」）。その後参加人（無効審判請求人）は2018年7月24日に係争特許が特許査定時の専利法第22条第1項第1号及び第4項の規定に違反しているとして、これに対する無効審判を請求した。上訴人は2018年10月15日に係争特許の特許請求の範囲について訂正を請求した。本件被上訴人は審理した結果、2021年2月23日に(110)智専三(三)02063字第11020171080号特許無効審判審決書を以て「2018年10月15日付の訂正事項について、訂正を許可する」、「請求項1乃至23については請求が成立し、無効とすべきである」との処分（以下「原処分」）を下した。上訴人はこれを不服として原処分の無効審判請求成立の部分について、手順を踏んで行政訴訟を提起した。原審は上訴人の訴えを棄却したため、すぐに本件上訴を提起した。

二 判決理由の要約

(一) 産業上利用することができる発明であって、かつ出願前、すでに刊行物に記載されたものではない、又はすでに公然実施されたものではない、又は公然知られたものではないときはいずれも、本法により特許を受けることができると、特許査定時の専利法第 22 条第 1 項に規定されている。また第 1 項に掲げる事情のいずれにも該当しなくとも、その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技術に基づいて容易になし得るときは、依然として本法により特許を受けることはできないと、同法第 22 条第 4 項に規定されている。特許出願に係る発明が先行技術の一部を構成しないならば、該発明は新規性を有するといえる。特許出願前にすでに公開され公然知り得るとき、又はすでに別の先願発明に開示されているときは、特許を付与する必要はない。よって、特許出願に係る発明が出願前、すでに刊行物に記載されたもの、すでに公然実施されたもの、又は公然知られたものであるとき、新規性を有さず、特許を受けることができない。また特許出願に係る発明が先行技術と相違点があるが、当該発明全体がその発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技術に基づいて容易になし得るものであるとき、当該発明は進歩性を有しないといえる。特許出願に係る発明の進歩性の有無は、発明が新規性を有することが前提であり、新規性がなければ自ずと進歩性はない。

調べたところ、原判決では証拠 2 は係争特許の請求項 1 の新規性欠如を証明でき、証拠 3 は係争特許の請求項 10～12 の新規性欠如を証明でき、証拠 1 は係争特許の請求項 21～23 の新規性欠如を証明できると認めており、すでにその理由が詳述されており、審理した結果、誤りはなかった。原判決はこれに基づいてさらに、証拠 2 は係争特許の請求項 1 の進歩性欠如を当然ながら証明でき、証拠 3 は係争特許の請求項 10～12 の進歩性欠如を当然ながら証明でき、証拠 1 は係争特許の請求項 21～23 の進歩性欠如を当然ながら証明できると論断しており、以上の説明により法に合わないところはない。上訴趣旨において、原判決は特許査定時の専利法第 22 条第 4 項、専利審査基準の規定に基づいて、解決しようとする課題、技術的手段及び効果に従って進歩性の判断を行っておらず、最終的に証拠 2、証拠 3、証拠 1 は上記請求項の新規性欠如を証明できると認定した後、直接に進歩性欠如を結論付けており、法規の不適切な適用、判決の理由不備等という違法がある云々と主張されているが、採用できない。

(二) 係争特許の請求項 17、21 は独立項であり、いずれも「当該羽根車の『吸気入口と反対の側』にある羽根の平面が、当該同じ側にある接続部の平面から突出し、かつ当該側の羽根が当該回転軸の方向に延びて突出部を形成している」という技術的特徴を有し、特許出願の範囲では一方向からしか吸気できないことが限定されておらず、係争特許の明細書には「……羽根 521 は『吸気入口側の反対側』にある平面が、同じ側の連結部 51 にある平面から突出し、かつ羽根 521 が当該回転軸の方向に延びて突出部を形成している。……」と記載されており、「吸気入口と反対の側」は即ち「吸気入口側の反対側」である。

証拠 1 の図 7A、7B は、確かに羽根構造 72 の吸気入口側の反対側にある羽

根 723 の平面が円環 722 の同じ側の平面から突出し、かつ当該羽根は当該回転軸の方向（ベース 721 の方向）に延びて突出部を形成していることを確かに開示している。よって原判決が証拠 1 の上記技術的特徴が係争特許の請求項 17、21 の「当該羽根車の吸気入口と反対の側にある羽根の平面が、当該同じ側にある接続部の平面から突出し、かつ当該側の羽根が当該回転軸の方向に延びて突出部を形成している」に相当すると認めたことに誤りはない。

上訴趣旨において、証拠 1 の上下両側はいずれも吸気入口であり、いわゆる「吸気入口と反対の側」ではなく、原判決の「吸気入口と反対の側」に対する認定は経験法則と論理法則に反している云々と主張されているが、採用できない。

(三) 以上をまとめると、原判決には上訴人が主張している法令違背の状況はなく、上訴趣旨では原判決の法令違背を指摘しているが、理由がなく、棄却すべきである。

2023 年 5 月 10 日

最高行政裁判所第四法廷

裁判長 陳國成

裁判官 王碧芳

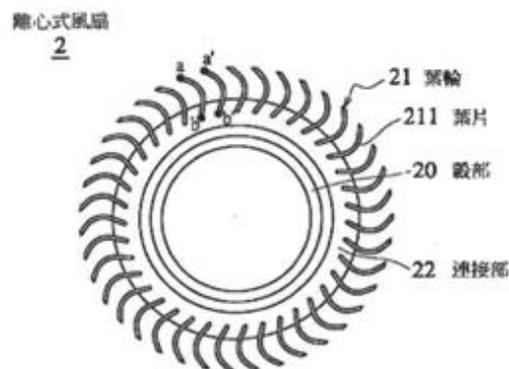
裁判官 簡慧娟

裁判官 蔡紹良

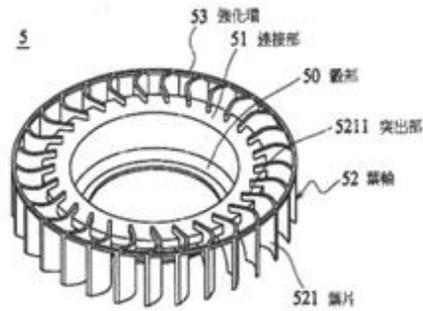
裁判官 蔡如琪

TIPLA
Attorneys-at-Law

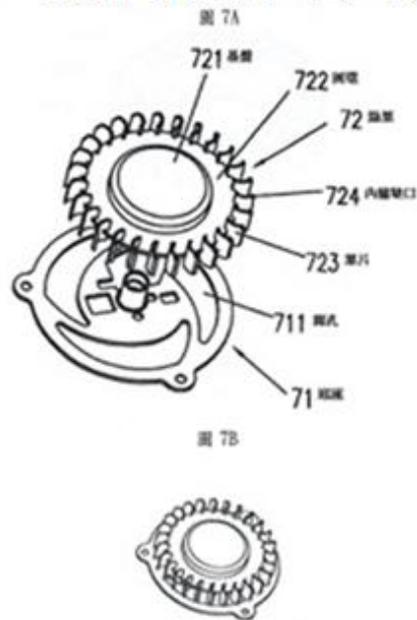
添付図1 係争特許の代表図（実施例1-上面図）



添付図1-1 係争特許（実施例4-立体図）



添付図2 無効審判証拠1（図7A、図7B）



02 商標権

■ 判決分類：商標権

I 台湾の法令により輸入禁止されている肉製品を中国の通販サイトで販売することは、商標法第5条で定める台湾国内市場における販売を目的とするものに該当しない。

II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所刑事判決

【裁判番号】111年度刑智上易字第33号

【裁判期日】2023年4月27日

【裁判事由】商標法違反

控訴人 台湾桃園地方檢察署檢察官
被告人 邱水山

上記控訴人が、被告人による商標法違反事件について、台湾桃園地方裁判所 110 年度智易字第 30 号・2022 年 5 月 16 日第一審判決（起訴番号：台湾桃園地方檢察署 110 年度偵字第 9953 号）を不服として控訴を申立てた。これに対し、本裁判所は次の通り判決する。

主文
控訴を棄却する。

理由

一、檢察官の控訴の主旨は概して以下の通りである。本件被告人は、告訴人が登録した商標名称及び図案に類似するものを商品の包装に表示して、アリババ、淘宝网等の通販プラットフォームで販売していた。その内、アリババのプラットフォームにおいては、台湾国内への配送サービスを提供しており、且つサイトにおける会社住所も〇〇県〇〇郷〇〇路と表示していた。一方、淘宝网のプラットフォームにおいて、商品の陳列ページに「中国台湾」の表示があったほか、「tw」をアドレスとする内容もあり、且つ繁体字中国語変更をすすめる表示もあった。その商業活動が台湾国内の会社と商業関係を結んでいると示すために、店舗紹介の内容において「台湾金門高坑食品有限公司は福建アモイ及び広東江門でそれぞれ販売会社及び生産工場を設立している」等の記載もあり、また、さらに台湾国内への配送という選択肢を提供し、台湾ドルによる支払い、及びセブンイレブン、財金資訊股份有限公司及び玉山商業銀行等の台湾国内で使われている支払方法を利用できると注記を付けていたことにより、被告人の行為が明らかに台湾市場での販売を目的とし、台湾市場の消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあることがわかる。

二、調べたところ、本案件製品の包装に「KOW KUN」、「高坑」商標図案と表示したビーフジャーキーは、被告人が中国において生産し、且つ中国の「アリババ」、「淘宝网」等のウェブサイトで販売・出品するものであるとの情状については、それを被告人も否認していないとの記録の裏付けがある。また、もし一般大衆がアリババサイトから中国生産・製造のビーフジャーキー等の肉製品を購入した場合、台湾に輸入することができるかについては、本裁判所を経由して行政院農業委員会動植物防疫檢疫局（以下、農委会と称す）に書簡で問い合わせた。これに対し、農委会は 2022 年 9 月 27 日に書簡で、概して以下の通りに回答した。「確認したところ、中国大陸は農委会より公告された口蹄疫、牛肺疫、豚熱〔豚コレラ〕及びアフリカ豚熱の非流行地域の国ではないため、民衆が中国大陸のウェブサイトから購入したビーフジャーキー等の肉製品が、宅配または郵便小包で台湾に輸入される際に、本局または財政部関務署がそれを摘発した場合、輸入品を返送または廃棄し、動物伝染病防治条例の関連規定に基づいて違法な輸入者を警察当局に移送するか、または行政処分を行う。」等。したがって、被告人が「アリババ」、「淘宝网」のウェブサイトにおいて販

売していた上記包装のビーフジャーキーがそもそも台湾に輸入できないものであることを証明するに十分であることは間違いない。

よって、被告人による「アリババ」、「淘宝网」における上記包装のビーフジャーキーの販売は、台湾国内市場での販売が目的だと明らかに認定することは難しい。検察官が控訴審において依然として上記の情状を理由とし、被告人の行為は明らかに台湾市場での販売を目的としており、台湾市場の消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあると主張していることは、主張として採用することができない。

三、上記を総じると、原審で検察官が指摘した被告人による犯罪の証明方法は、通常の一般大衆が疑いなく、真実と確信できる程度には至っておらず、被告人の犯罪を証明できないため、原審が被告人無罪の判決言い渡しをしたことについて、不当はない。検察官が依然として前記の理由を以て控訴し、原審の無罪判決は不当であると指摘したことには、理由がなく、棄却すべきである。

2023年4月27日

知的財産第五法廷

裁判長裁判官 李維心

裁判官 彭凱璐

裁判官 蔡慧雯

TIPLO
Attorneys-at-Law

TIPLO 台灣國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2024 TIPLO, All Rights Reserved.